

地域密着型サービス事業所管理者 様  
指定相当訪問型・通所型サービス事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

令和7年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）

令和7年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知）に留意のうえ、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和7年度処遇計画書の提出について

令和7年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「加算計画書」という。）の作成・提出が必要です。

（1）提出書類（昨年度と様式が異なります。）

- ・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（令和7年度）（別紙様式2-1、2-2）
- ・特別な事情に係る届出（別紙様式5）※該当がない場合は不要です。
- ・体制等届出書及び体制等状況一覧表 ※新たに加算を算定する場合、加算区分を変更する場合は必要です。体制等状況一覧表については、令和7年4月1日から変更となります。

【注意1】介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）（以下「補助金」という。）について

当該補助金の申請書類と加算計画書は一つのExcelファイルで作成することとなっておりますが、別々に提出が必要です。補助金については、各事業所の所在する都道府県に提出してください。

【注意2】令和6年度に加算Ⅴ(1)～(4)を算定している場合

令和6年度において算定が可能であった加算Ⅴ(1)～(4)は、令和7年3月末までの経過措置期間満了により、令和7年度以降は算定できません。令和7年度も引き続き処遇改善加算を算定する場合は、加算Ⅰ～Ⅳのいずれかに区分変更する必要がありますので、必ず体制等届出書を提出してください。

（2）提出期限

令和7年4月及び5月算定に係る提出期限：令和7年4月15日(火)【期限厳守】

令和7年6月以降の算定に係る提出期限：加算を算定する月の前々月の末日

## 2 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について、以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」（以下、「変更届出書」という。）の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に添付する書類	提出期限
1. 会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4	【居宅サービス】 変更月の前月の15日まで 【施設サービス】 変更月の初日まで
2. 加算を算定する事業所に増減があった場合 ①事業所を追加する場合 ②一部の事業所を廃止する場合	①、②の場合、 別紙様式4、 体制等届出書	①の場合、1と同じ ②の場合、速やかに
3. 算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ①加算区分に上げる場合 ②加算区分に下げる場合	①、②の場合、 別紙様式4、 体制等届出書	①、②の場合、1と同じ
4. 就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告書の提出時

## 3 実績報告書の提出について

実績報告書については、別途通知します。

なお、令和7年度中に加算を算定するすべての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。介護保険課へ連絡してください。

## 4 提出方法について

- 加算計画書については、介護保険課介護事業推進係へメールで提出してください。  
（複数の事業所等を一括して届出する場合で、計画に他都道府県及び市区町村分が含まれる場合は、それぞれの指定権者へも届出が必要です。）
- 体制等届出書及び体制等状況一覧表については、地域密着型サービス分は介護保険課へ、指定相当訪問型・通所型サービス分は長寿はつらつ課へご提出ください。

## 5 加算の要件、賃金改善方法、記入方法等のお問合せ先（厚労省相談窓口）

介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9時～18時（土日含む）※繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

担当：介護保険課 介護事業推進係  
電話：0258-39-2245  
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp